

旭川市立東五条小学校 令和5年度の学校経営



のびのび
わくわく

校長 三浦 一路

子供たちが、10年後、15年後に 生きていく社会とは

人口減少社会
労働力の維持

職業・職域の
ボーダレス化

AIが普及した社会

予測困難な時代

子供たちが社会で直面するのは、
今の大人も答えをもっていない問題

今ある知識を
身に付けるだけでは
豊かな人生を
歩めない

そうした社会を主体的に**生きる力**の育成が欠かせない
自ら問題を見付け、主体的に解決し、
みんなにとっての最適解を見付ける

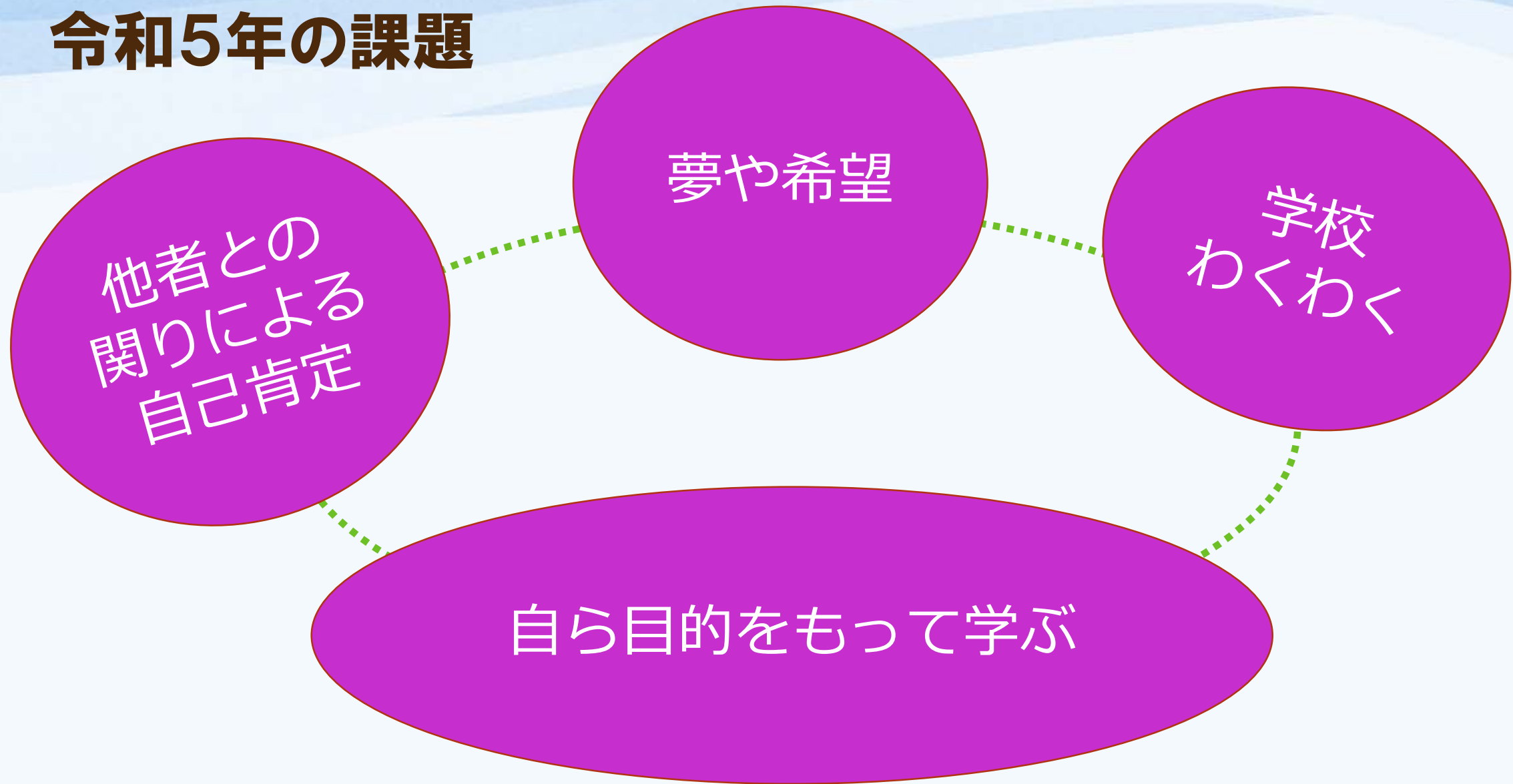
新型コロナウイルスの流行拡大3年を経て...

- * 学びの保障はされたが、社会的機能は...
- * 協働的な学びは...
- * 夢や憧れをもつ機会は...
- * 多様な個性と触れ合い、互いに認め合う風土は...

学校評価から

課題となる項目	児童(－回答)	保護者(－回答)	教師(－回答)
自分の課題を考えて学習	28%	52%	21%
自分のよさへの気付き	18%	34%	26%
将来の夢や希望	18%	26%	(具体的目標)16%
学校が楽しい	17%	8%	(やる気)0%
楽しんで読書	23%	44%	36%
楽しんで運動	15%	23%	(体力向上の取組)15%
ゲーム・メディア視聴3時間以上	27%	14%	*

令和5年の課題



令和5年の重点目標

自己有用感と
自己肯定感を高める

一人一人の
ウェルビーイングを

自他のよさを感じ
夢や希望に向かう子供を 育てる

キャリアだけではなく、なり
たい自分を見付ける

目標に対して
自分はどこにいるのか
認識できるように

重点目標の達成に向けて①

自他のよさを感じ 夢や希望に向かう 子供を育てる

学びづくり

■ 夢と希望を育む，学びがいと魅力に満ちたカリキュラムの創造

＊SDGs等の好事例の教材化

＊外部人材の積極的活用

＊明日からの自分を見いだすための体験活動の充実

＊させられる学習からの脱却

＊基礎的・基本的な知識及び技能の習得の保障

わくわく

重点目標の達成に向けて②

自他のよさを感じ 夢や希望に向かう 子供を育てる

心づくり

■ 心理的安全性を保障し、自他のよさを感じられる学校風土の創造

＊新たな自分に気付き、夢や憧れ、慈しみの心を育てる**異学年交流**の充実

＊「**かかわり**」「**つながり**」を核とした全教育活動を通じた**道徳教育**の充実

＊協働を通じ**所属感**と**自己有用感**を育てる**日常の教育活動**、**行事**の充実

のびのび

重点目標の達成に向けて③

自他のよさを感じ 夢や希望に向かう 子供を育てる

身体づくり

■ 夢や希望に向かうための基盤となる、健康でたくましい心身の育成

＊基本的感染症対策を身に付け、時と場に応じた行動の徹底

＊個別に体力・運動能力向上の具体目標

＊望ましい学習・生活習慣の確立

重点目標達成の**基盤**

自他のよさを感じ 夢や希望に向かう 子供を育てる

働きがい

- 教師自身が夢と希望をもって、いきいきと
- ワークとライフのバランスを取り戻す

家庭との連携

- 真摯な対応
- 対話を重視した相互の信頼関係

自他のよさを感じ 夢や希望に向かう 子供を育てる

ポストコロナの学校運営

■運動会

→休日土曜日に 午前・午後に分けて 2部開催 (5月27日(土))

→午前 1・3・5年 午後 2・4・6年

■学習発表会

→休日土曜日に 学年入替え制で実施 (10月21日(土))

■全校参観日

→5類移行後に実施 歌声を届けられるよう計画中 (11月28日(火))

自他のよさを感じ 夢や希望に向かう 子供を育てる

宿題から自学へ

■させられる学習からの脱却

→秋をめどに、一律の「宿題」から、自ら課題と向き合う「自学」へ移行

→タブレット端末の持ち帰りは、現在市内数校で試行中

自他のよさを感じ 夢や希望に向かう 子供を育てる

定時退勤日の設定

■教職員の働き方のバランスを取り戻す

→教職員の勤務時間 8：05～16：35

※休憩は15：35～16：20

→第2, 第4金曜日は 定時で退勤させます！

緊急の連絡は, 緊急連絡アドレスへメールをお願いいたします。

アドレスやQRコードは別途お知らせいたします。

ご協力をよろしくお願いいたします！

自他のよさを感じ 夢や希望に向かう 子供を育てる

いじめ問題への対応

■ 学校いじめ防止基本方針

- 学校ホームページへの掲載
- 被害児童・保護者に寄り添った真摯な対応
- 加害児童への中・長期的な視野に立った指導
- どの児童も当事者になり得るという認識を

■ 警察と連携した対応

- 暴行・傷害・わいせつ・恐喝・器物損壊・強要・脅迫・名誉棄損、侮辱等

いじめ防止対策推進法第23条第6項による、**学校の通報義務**

自他のよさを感じ 夢や希望に向かう 子供を育てる

**子供の成長は
家庭との連携が基盤です**

**相互の信頼関係づくりに
ご協力をお願いいたします！**